

土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書 (76条許可申請書)の記入について

瀬戸塩草土地区画整理組合

- ① 申請書を提出する年月日を記入。
- ② 申請者の住所・氏名・電話番号を記入し押印をする。
(申請者が複数の場合は人数分列挙する。各自の印鑑によること。)
- ③ 行為の場所(該当地番)及び仮換地番号を記入。
- ④ 行為の面積を記入。
- ⑤ 種類別に記入。
 - 新築: 行為地にはじめて建築物、工作物を作る場合。
 - 増築: 行為地にすでに建築物、工作物があり、その一部を変更して作る場合。
(内部改装は申請の必要なし)
 - 増築: 行為地にすでに建築物、工作物があり、同じ敷地に新たに作る場合。
 - ・土地の形質変更
地面の状態を変える行為。
(例: 掘削、切土、盛土、アスファルトで地面を固める等宅盤を変える場合。)
 - ・移動の容易でない物件
分割することが難しい重量が5トンを超える物件。
(例: 土砂等)
- ⑥ 構造
 - ・建築物、工作物等の構造を記入。
(例: 木造、コンクリートブロック造、アスファルト舗装等)
 - ・建築等面積
建築面積を記入。延べ床面積を記入する必要はなし。
外構、擁壁等は長さ、土砂等堆積の場合は質量を記入。
- 用途
建築物、工作物の使用目的を記入。
(例: 専用住宅、外構、駐車場等)
※建造するもの全てのものを記入すること。
- ⑦ 完了予定を記入。
- ⑧ 施行者にて押印。
- ⑨ 市にて押印。
- ⑩ 連絡先(設計業者等申請書の問い合わせ先)の記入。

※ その他注意点

(設計・施工に関する事項)

- ・家屋等の建築物を建てられる場合、「塩草西地区計画」に定める離隔をとること。
- ・塀、擁壁等の構造物を境界沿いに建てられる場合、隣地境界より数cmの離隔をとること。
- ・宅盤高を変更される場合は、組合及び隣地の承諾を得ること。
- ・換地杭は抜かないで下さい。施工時において抜けるおそれのある場合は、引照点を取り
施工後復元すること。
- ・構造物について、宅地造成等規制法に関する手続きが必要な場合は市と協議すること。

記入例

土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書

① 令和〇〇年〇〇月〇〇日

瀬戸市長様

②

住所 瀬戸市〇〇町〇〇番地

氏名 瀬戸太郎
(名称及び代表者氏名)

電話 (〇〇〇〇) 〇〇 - 〇〇〇〇

次のとおり建築行為等の許可をしてください。

行為の場所	③ 瀬戸市塩草町 〇〇〇 番地・〇〇〇 番地 敷地該当地番を記入して下さい。 (仮換地 〇〇 街区 〇〇 番)				
行為の面積	④ 〇〇〇.〇 平方メートル				
⑤ 行為の種類	⑤ 建築物の 新築 改築 増築 ・ 土地の形 質変更 ・ 移動の容易でない物件 の 設置 たい積 ⑤ 工作物				
⑥ 許可を受けようとする行為の概要	構造	木造 CB積 土間コンクリート	建築物等面積 00.0 m ² 00.0m 00.0 m ²	用途	一戸建て住宅 擁壁
⑦ 工事着手予定	許可の日以降	工事完了予定日	〇〇年〇〇月〇〇日		
書類 経由 欄	⑧ 施行者		⑨ 市		許可書受領印(申請人)

工事保証金・検査立会い費用

76条申請工事に対する保証金及び検査費用

	工事保証金 (預り金)	76条検査費用	合計
通常の場合	200,000円	50,000円	250,000円
工事完了日が 換地処分後 となる場合	—	34,000円 ※	34,000円

- ・ 工事保証金及び76条検査費用は下記の組合指定口座にお振込みください。
- ・ 76条申請許可書は工事保証金の入金を確認したうえで交付しますので、「振込み書の控え」を提出して下さい。
- ・ 振込手数料は申請者の負担とさせていただきます。
- ・ 工事保証金には利息はつけません。
- ・ 工事完了検査合格後に工事保証金のみを保証金返却口座に振込みます。

※ 工事完了日が換地処分（令和5年9月15日（予定））の翌日以降となるものについては、工事完了検査は実施しません。そのため、完了検査費用を除く76条検査費用34,000円とします。併せて、工事保証金（預り金）はお預かりしません。

[組合指定口座]

金融機関	あいち尾東農業協同組合	瀬戸支店
口座番号	(普通) 0066860	
名義人	せとしおくさとちくかくせいくみあい 瀬戸塩草土地地区画整理組合	りじちよう 理事長 あおやま まさとし 青山 正敏

- ・ その他不明な事項は、組合までお問い合わせください。

(瀬戸塩草土地地区画整理組合：0561-21-7765)

瀬戸塩草土地地区画整理組合